# 平成 26 年 5 月 29 日 第 6 回特許制度小委員会 参考資料4

2014年5月29日

経済産業省 特許庁 御中

日本労働組合総連合会

## 意見書

現在、「産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会」において議論されている職務発明制度のあり方について、日本労働組合総連合会の意見を以下のとおり提出いたします。よろしくお取り計らい願います。

#### 1. 基本的な考え方

- 現行の特許法第35条は、従業者がなした職務発明に関する特許を受ける権利は 従業者に原始的に帰属することを前提に(第29条第1項参照)、従業者とその 使用者の双方に発明のインセンティブを与えるための合理的な利害調整機能を 果たしており、バランスのとれた制度となっている。よって、「職務発明に関す る権利は従業者に帰属し、従業者は相当の対価の支払を受ける権利(対価請求 権)を有する」という基本構造は維持する必要があると考える。
- また、従業者への「相当の対価」をめぐる使用者と従業者の紛争が多発したことを受け、2004年に特許法が改正された。これは、発明を行った従業者等に特許を受ける権利と「相当の対価」の請求権の保障を維持しつつ、対価額の予測可能性を高めるとともに、従業者の発明評価に対する納得感を高める制度とするため、対価の決定について当事者間の自主的な取り決めを尊重することとしたものである。
- 現時点では、2004年改正法に関する判例の蓄積がなく、さらなる法改正を行うべき立法事実が認められない以上、現行法を維持すべきである。むしろ、2004年改正法の趣旨を徹底し、労使の取り組みを浸透させていくべきと考える。

### 2. 主な論点に対する考え方

- (1) 職務発明に関する権利の帰属について
- 「権利は原始的に発明者(従業者)に帰属する」ことを維持すべきである。
- 法人帰属に改正すべきとの考えは、特許法の基本的な構造を 180 度転換するものである。従業者と使用者との情報力・交渉力格差がある中で、権利の帰属を転換することは、従業者へのインセンティブの付与という点でもバランスを欠いた立法政策となる。
- また、従業者帰属であるからこそ、従業者は権利承継の代償として「相当の対価」を受け取ることとされている。法人帰属に転換すると、企業の自由裁量で発明に対するインセンティブを決めることができるため、現在支払われている程度の「相当の対価」を受けられなくなることが懸念される。
- そもそも、法人帰属に改正する必要性があるならば、国民が納得できる立法事

実を示す必要がある。産業界は、従業者帰属による問題点として、チームワークの阻害や権利の二重譲渡などを挙げており、法人帰属に改正するよう求めている。しかし、これらの問題は現行法の運用面の改善や不正競争防止法などによる対応を検討すべきであり、かつ、現時点では2004年改正法が適用された判例の蓄積がないことから、再改正の立法事実は存在しないと考える。

○ 一方、米国のようにすべてを使用者と従業者との自由な契約に委ねることとすべきとの考えもあるが、相対的弱者である従業者は、個人として企業を相手に契約することは不利になる可能性が高い。また、使用者は全従業者と個別に契約しなければならないこととなり、特に中小企業にとって大きな負担となる。

## (2) 従業者への対価・報奨等のあり方について

- ① 「相当の対価」について
- 現行法の「相当の対価」という表現では、対価額の予測可能性が低く、多額の対価を支払うことが求められかねず問題である、との考えもある。しかし、2004年改正により、対価の決定にあたっては当事者間の手続を重視することとなった。併せて、対価が手続面または実体面から不合理とされた場合等の「相当の対価」に関する実体的審査に係る考慮要素として「従業者等の処遇」などが明記されたことにより、考慮すべき事情がより具体化された。そのため、法改正前と比べて「経営上のリスク」は低下していると考えられる。
- 更なる改善を行うとすれば、「相当の対価」を算定する際の考慮要素をガイドラインでより明確にするなど、対価額の予測可能性を高めるとともに、従業者の発明評価に対する納得感を高めるという 2004 年改正法の方向性に沿った検討をすべきである。

## ② 対価請求権について

- 現行法では、特許を受ける権利を使用者に承継させる代償として、従業者に対 価請求権が与えられている。今後もこれを維持すべきである。
- 特許庁が企業に行ったアンケート調査によると、実績報奨金(相当の対価)を 支払う理由について、「特許法第35条に定められているから」との回答が78.9% となっている。法定の対価請求権をなくすと、使用者が従業者の発明に対し適 正なインセンティブを付与しないおそれがあり、ひいては優れた研究者が海外 に流出することにつながる懸念がある。
- また、請求権の性格を、「対価」ではなく「報奨」とすべきとの考えもあるが、 権利移転に伴う反対給付としての「対価」と、単なるご褒美金である「報奨」 では大きく性格が異なる。「報奨」とすると現在支払われている程度の「相当の 対価」を受けられなくなることが懸念される。

#### ③ 対価決定の手続について

○ 2004年改正において、契約、勤務規則等において対価を定める場合には、対価 決定の基準の策定に際して、i)使用者と従業者との間で行われる協議の状況、 ii)策定された当該基準の開示の状況、iii)対価額の算定について行われる従 業者からの意見聴取の状況等を考慮して、その定めにより支払われる対価が不 合理と認められるものであってはならないことが規定上明確にされた。この手 続の見直しについては具体的な議論には至っていないが、現時点では 2004 年改 正法が適用された判例の蓄積がないことから、今後の運用状況を見守るべきで ある。

- 更なる改善を行うとすれば、従業者の関与の必要性をより重視するような対価 決定の手続ルールや苦情処理のあり方をガイドラインで示すなど、現行法の運 用面の改善を図ることにより対処すべきである。
- なお、現行法では、当事者間の合意が図られなかった場合等の最終的な解決方法として司法判断を求めることを可能としており、従業者保護の観点からもこれを維持すべきである。

以上